

滋賀県の主観的評価項目について

1 工事成績

(1) 内容

参加希望工事別の4年間の平均工事成績を基に次の計算式により算出した点数を加算します。

計算式：(工事成績評定点の平均(小数点切上げ) - 65) × 5

(2) 要件

- ・平成31年1月1日から令和4年12月31日に完了検査を終了した県発注工事であること

※ただし、共同企業体(JV)の工事成績は対象外とします。

(3) 提出書類

提出書類はありません。また、システムへの入力も必要ありません。

2 表彰歴

(1) 内容

滋賀県優良工事表彰のうち、参加希望工事における知事賞、優秀賞および奨励賞の被表彰経歴について、知事賞で15点を加算、優秀賞で10点を加算、奨励賞で5点を加算します。(上限30点)

(2) 要件

- ・令和3年1月1日から令和4年12月31日の2年間の受賞であること

※ただし、共同企業体(JV)での被表彰経歴は対象外とします。

(3) 提出書類

提出書類はありません。また、システムへの入力も必要ありません。

3 VE提案

(1) 内容

県発注工事におけるVE提案について、1提案につき5点を加算します。(上限30点)

(2) 要件

- ・県発注工事で令和2年4月1日から令和4年3月31日の間にVE提案していること
- ・上記について令和4年12月31日までにVE提案採否通知書を交付されていること

※ただし、共同企業体(JV)のVE提案については対象外とします。

(3) 提出書類

- ・ V E 提案に対する採否通知書(様式 5)の写し

※申請日において採否通知書が交付されていない場合は、V E 提案書(様式 1)の写しを提出し、交付され次第、監理課審査契約係共同受付担当に提出してください。

4 ISO 認証取得 (ISO9001、ISO14001)

(1) 内容

ISO9001の取得で8点を加算、ISO14001の取得で8点を加算します。

なお、ISO14001については次項のエコアクション等との重複加点はありません。

(2) 要件

- ・ 申請日以前に取得していること (認証の日付が申請日以前であること)
- ・ 建設業許可のある全事業所で取得していること
- ・ 建設業関連の業務で認証を取得していること

(3) 提出書類

- ・ 審査登録機関 (公益財団法人日本適合性認定協会 (J A B) 等) による証明書の写し

5 エコアクション 21、K E S またはエコステージの認証・登録

(1) 内容

エコアクション 21、K E S またはエコステージいずれかの取得で 10 点を加算します。なお、経営事項審査において ISO14001 の登録により加点を受けている場合は加点の対象となりません。

(2) 要件

- ・ 申請日以前に取得していること (認証の日付が申請日以前であること)
- ・ 建設業許可のある全事業所で取得していること。
- ・ 認証・登録の範囲に建設業が含まれていること。

(3) 提出書類

- ・ 認証、登録証の写し

6 社会貢献活動 (「美知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」の登録)

(1) 内容

美知メセナ制度または淡海エコフォスター制度の登録で 10 点を加算します。両方に登録がある場合でも加算は 10 点となります。

なお、複数の団体で共同して合意されている場合は加点の対象となりません。

(2) 要件

- ・ 申請日以前に登録していること (合意日が申請日以前であること)
- ・ 申請日において活動を継続していること

- ・滋賀県の制度に登録していること（市町等の制度は対象外）
- (3) 提出書類
- ・美知メセナ活動合意書または淡海エコフオスター制度の合意書の写し

7 高年齢者雇用確保措置

- (1) 内容
- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年の定め廃止の高年齢者雇用確保措置を行っている場合に、10点を加算します。
- (2) 要件
- ① 就業規則の場合
 - ・労働基準監督署の受付印があること
 - ・受付印の日付および該当規定の施行期日が申請日以前であること
 - ② 労使協定の場合
 - ・従業員の代表と事業主の記名押印があること
 - ・締結日および該当規定の施行期日が申請日以前であること
- (3) 提出書類
- ・高年齢者雇用確保措置が記載された就業規則または労使協定の該当部分の写し
就業規則の場合：就業規則の表紙と退職に関する規定部分
労使協定の場合：継続雇用制度に関する規定部分と労使双方の代表者の記名押印部分
 - ・就業規則等に退職の定めがない場合には就業規則等の全ての写し

8 障害者応援関連

- (1) 内容（①②③合わせて上限30点）
- ①障害者雇用率が2.3%以上の場合20点を加算します。
 - ②次のとおり法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している場合、法定雇用障害者数を超える雇用については1名につき5点を加算します。（上限10点）
 - (ア)障害者を2人以上（実人数）雇用している場合に、1人（換算人数）を除いても障害者雇用率が2.3%を超える場合5点を加算します（下記の（イ）に該当する場合を除く）。
 - (イ)障害者を3人以上（実人数）雇用している場合に、2人（換算人数）を除いても障害者雇用率が2.3%を超える場合10点を加算します。
 - (ウ)（ア）および（イ）において、短時間労働者は重度であるかどうかを問わず0.5人で算定するものとし、1人または2人を除く際の対象者は、除いた後の障害者雇用率が最も高くなる者を選択できるものとします。
- ※「短時間労働者」とは雇用保険における短時間労働被保険者の方です。（1年

以上継続して雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方が該当)

③しが障害者施設応援企業認定制度による認定企業

令和3年度の実績に基づく令和4年度の「しが障害者施設応援企業認定制度」による認定を受けている場合に、認定級に関わらず一律3点を加点します。

(2) 要件

- ・ (1)①②障害者雇用の場合

マニュアル 107 ページ参照

- ・ (1)③しが障害者施設応援企業認定制度による認定企業の場合

令和3年度の実績に基づく令和4年度の「しが障害者施設応援企業認定制度」による認定を受けていること。

(3) 提出書類

- ・ (1)①②障害者雇用の場合

別記様式6「障害者雇用状況届」

- ・ (1)③しが障害者施設応援企業認定制度による認定企業の場合

提出書類はありません。

(4) しが障害者施設応援企業認定制度について

しが障害者施設応援企業認定制度の認定申請や制度に関する窓口は滋賀県健康医療福祉部障害福祉課となります。

[障害福祉課の連絡先]

電話番号 077-528-3542

ファックス番号 077-528-4853

メールアドレス ec00@pref.shiga.lg.jp

9 次世代育成支援対策

(1) 内容

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録がある場合に10点を加算します。この登録に加えて、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定（くるみん認定）がある場合にはさらに10点を加算します。

(2) 要件

- ・ ①滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録

申請日以前に滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録していること

※計画期間が終了する場合、計画期間の更新が必要です。

- ・ ②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定

申請日以前に基準適合一般事業主認定を受けていること

(3) 提出書類

- ・①滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の場合
提出書類はありません。
- ・②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定（くるみん認定）の場合
基準適合一般事業主認定通知書（労働局発行）の写し

10 防災協定等の締結

(1) 内容

国、特殊法人（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第1項に規定する法人）または地方公共団体との間で、災害時における防災活動について定めた防災協定または災害協定（以下「防災協定等」といいます。）を締結している場合、5点を加算します。

(2) 要件

- ・申請日以前に締結し、申請日において引き続き締結していること
- ・社団法人等（建設業協会等の団体）が防災協定等を締結している場合は、申請日以前に当該団体に加盟し、申請日において引き続き加盟していること
- ・滋賀県内の活動が協定の対象となっていること

(3) 提出書類

- ① 社団法人等（建設業協会等の団体）が防災協定等を締結している場合
 - ・団体が発行する、団体への加入と防災協定締結を証明する証明書の写し
- ② 直接締結している場合
 - ・防災協定書または契約書の写し

11 消防団協力活動状況

(1) 内容

消防団員である職員について、1名当たり5点を加算します。（上限10点）

(2) 要件

- ・令和4年4月2日以前に滋賀県内の消防団に入団し、申請日において消防団員として在籍していること（消防団員には、団長、副団長、分団長等を含みます）
- ・申請日において雇用されていること（消防団員である職員には、当該企業の代表者・役員を含みます）
- ・県内の営業所等に勤務していること
- ・申請者において所得税の源泉徴収をしていること
- ・社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること。
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が4人以下等）は除きます。

- ・雇用保険の被保険者であること。ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。
- ・給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- ・出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

(3) 提出書類

- ・消防団員証の写しまたは別記様式7「消防団員任命状況確認書」原本（団長等が証明済みのもの）

※消防団員証の写しの場合、加入日が分かるもの

(4) 留意事項

消防団とは、消防組織法に基づきそれぞれの市町村に設置される消防機関です。自警団等の自主防災組織は含みません。

消防団活動は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、地域防災力の要として災害対応に従事するもので、こうした自主的な活動を県の入札参加資格審査において評価するものです。この趣旨に反して、入札参加資格確認申請のために、会社が職員に対して消防団への入団を強制することのないようよろしくお願い致します。

1 2 地域貢献活動への参加

(1) 内容

国、県、または市町が主催する地域貢献活動（清掃活動や就業体験受け入れなど）への参加1回につき2点を加算します。（上限10点）

(2) 要件

- ・「対価を伴わない自主的非営利活動」、「企業としての取組み」、「具体的な活動実績」、「活動内容の客観的挙証」の「基本4要件」を満たしていること（金品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは対象とはなりません。）
- ・下表の「地域貢献活動 分類表」に該当すること
- ・滋賀県内の活動であること
- ・令和2年10月1日から令和4年3月31日までに実施した活動であること

【地域貢献活動 分類表】

分類	活動内容	活動の実施主体または依頼者等
[分類1] 清掃活動	国、県または市町が主催する清掃活動への参加 (注1) (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の各機関、県または市町 ・国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長 ・学校の長（私立学校を含む） ・滋賀県内の国・県・市町の指定管理者
[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援	就業体験受入または建設業体験事業 (注3)	

分類	活動内容	活動の実施主体または依頼者等
[分類3] 地域への技術力の還元	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動 ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動 	
[分類4] 災害緊急時活動 (注4)	<p>(1)「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害における次のいずれかの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①パトロール活動 ②人道支援(炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施) ③がれき等の撤去 ④資機材提供(建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し) 	上記の証明者および社会福祉協議会またはボランティアを支援する団体等の長
	<p>(2)国、県または市町が主催する防災訓練への参加 (防災訓練には実働訓練のほか、情報収集・伝達訓練および図上訓練を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の各機関、県または市町 ・国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長

(注1)「美知メセナ制度」および「淡海エコフオスター制度」に基づく活動については別途加点しますので、この地域貢献活動には含みません。

(注2)清掃活動には、自治体が特定の日(「びわ湖の日」など)に自治会、事業者および各種団体に対して自主的な清掃活動を提唱して実施するもので、実施主体が県や市町でなく評価の対象にならないもの(注4に該当するものを除く)があります。開催案内チラシや依頼文等で実施主体等が上表に該当するかどうかをご確認ください。

(注3)就業体験の受入および建設業体験事業については、滋賀県外や海外の学校からの受入れも評価対象とします。

(注4)災害緊急時活動へ参加を申し出される場合は、必ず法人・個人の別を明確にして申し出してください。

(注5)市町自身が構成員となっており、かつ市町が事務局を担当している団体が実施主体である場合など、市町が実施主体に深く関与していると認められる地域貢献活動については、市町が主催するものと同様に評価します。

(3) 提出書類

- ・令和3年10月1日から令和4年3月31日までの活動の場合
別記様式8「地域貢献活動実施報告書」原本および添付書類

※活動内容が客観的に判断できる資料(次の①～③)を添付してください(①と②は原則として添付してください。②は就業体験受入のためプライバシーに配慮する必要がある場合など、提出が困難な場合は不要とします。)

- ① 依頼文や開催案内チラシなどで実施主体（または依頼者）および活動内容が確認できるものの写し
 - ② 活動中の写真
 - ③ 礼状、表彰状、新聞記事など
- ・令和2年10月1日から令和3年9月30日までの活動で、前年申請時に審査済の活動の場合
 - ・前年申請時の「競争入札参加資格審査申請書(その2)」(控)の写し
- ※前年申請時に審査していない活動については、上記【令和3年10月1日から令和4年3月31日までの活動】と同様、別記様式8「地域貢献活動実施報告書」や上記①②③を提出してください。

1.3 除雪作業等の受託実績

(1) 内容

県、市町または道路公社が管理する道路に係る除雪・凍結防止剤散布作業（以下「除雪作業等」という。なお、除雪業務または凍結防止剤散布業務のいずれか一方の受託で可）を受託している場合、10点を加算します。

(2) 要件

- ・県、市町または道路公社が管理する道路に係る除雪作業等で、当該団体から受託していること
- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に受託していること
- ・建設業団体等が代表して契約している場合は、次の内容が契約書に明記されていること
 - ①実際に作業を行う企業名
 - ②作業を行う企業ごとの作業対象区間

(3) 提出書類

- ・除雪業務委託契約書等の写し

1.4 コンプライアンスの普及・徹底

(1) 内容

コンプライアンスにかかる社内規範等を定めており、かつ、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する不当要求防止責任者を選任して滋賀県警察本部に届け出ており、定期的に責任者講習を受講している場合、5点を加算します。

なお、本項目の評価を受けている者が「入札参加停止」または「不正または不誠実な行為」により主観点数の減点を受けることとなった場合は、入札参加停止等の減点に加えてさらに10点を減点します。

(2) 要件

① コンプライアンスにかかる社内規範等の要件

- ・次の項目の全てを含む社内規範等を申請日以前に制定し、申請日において有効であること。(複数の社内規則、規程等に分かれていてもよい)
- (ア) 建設業法の遵守、(イ) 贈賄、談合等の不正行為の防止、(ウ) 独占禁止法の遵守、(エ) 暴力団等反社会的勢力に対する姿勢、(オ) 労働関係法令の遵守、(カ) 交通法規の遵守、(キ) 人権の尊重、(ク) 環境への配慮

② 不当要求防止責任者および講習受講の要件

- (ア) 申請日以前に雇用され、引き続き申請日現在雇用されていること(不当要求防止責任者である職員には、当該企業の代表者・役員を含みます)。
- (イ) 申請日において、不当要求防止責任者として選任され、滋賀県警察本部に選任届出が提出されていること。
- (ウ) 申請日以前3年以内に責任者講習を受講していること。
 - ※申請日以前3年以内に不当要求防止責任者が交代している場合で、交代後、責任者講習が開催されていない場合は、前任者の受講修了書をもって加点評価の対象とします。
 - ※申請日以前3年以内に責任者講習が開催されていない場合は、直近の責任者講習の受講修了書をもって加点評価の対象とします。
- (エ) 滋賀県内の営業所等に勤務していること。
- (オ) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- (カ) 社会保険(健康保険および厚生年金保険)の被保険者であること。
 - ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合(個人事業所で従業員が4人以下等)は除きます。
- (キ) 雇用保険の被保険者であること。
 - ただし、雇用保険の適用が除外される場合(従業員が1人もいない等)は除きます。
- (ク) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
- (ケ) 出向者については、転籍出向者(出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者)であること。

(3) 提出書類

- ・コンプライアンスにかかる社内規範等(社内規則・規程・マニュアルなど)の写し
- ・「不当要求防止責任者講習」の受講修了書の写し

15 保護観察対象者等の就労支援

(1) 内容

① 協力雇用主の登録の場合

大津保護観察所に協力雇用主として登録されている場合5点を加算します。

② 直接雇用の場合

対象となる期間中に3か月以上保護観察対象者等を雇用した場合10点を加算します。

③ 間接雇用の場合

保護観察対象者等を雇用している者と元請企業として下請負契約を締結し、その下請負工事の工期が保護観察対象者等の雇用期間を3か月以上含んでいる場合、下請企業ごとに5点を加算します。(上限20点)

なお、下請工期と雇用期間の合致月数について、いずれの下請企業ごとの合致月数の合計も3か月に満たない場合で、複数の下請企業の合致月数を合計してはじめて3か月以上となる場合は5点を加算します。

※①②③と合わせて上限20点です。

※保護観察対象者等

保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の方、婦人補導院を仮退院された方および同法第85条および第86条に規定する更生緊急保護の申出があった方をいいます。

本制度において証明が可能な保護観察対象者等は、雇用期間の全部もしくは一部において保護観察を受けていた方または更生緊急保護の申出をした方であって、雇用期間の全部もしくは一部が身体の拘束を解かれた後1年を超えない期間にある方です。

(2) 要件

① 協力雇用主の登録の場合

- ・申請日までに大津保護観察所に協力雇用主として登録していること
- ・申請日現在において、引き続き登録していること

② 直接雇用の場合

- ・令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に保護観察対象者等を3か月以上雇用していること

③ 間接雇用の場合

- ・下請企業（一次、二次等の層次を問わず）が令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に保護観察対象者等を3か月以上雇用していること
 - ・下請の工期が下請企業の保護観察対象者等の雇用期間を3か月以上含んでいること
- ※下請工期と雇用期間の合致月数について、いずれの下請企業ごとの合致月数の合計も3か月に満たない場合は、複数の下請企業の合致月数を合計して3か月以上となること

- ・下請負金額が50万円以上（元請が複数の下請工事を発注した場合、または同じ元請の工事を2回以上の工期に分けて発注した場合はその下請金額の合計）であること。

(3) 提出書類

① 協力雇用主の登録の場合

- ・登録証の写し（大津保護観察所から送られてきており、大津保護観察所長印が押印されているもの）
- ・別記様式9「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」原本（登録証が発行されていない方のみ。大津保護観察所の証明済のもの）

② 直接雇用の場合

- ・別記様式9「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」原本（大津保護観察所の証明済のもの）

③ 間接雇用の場合

- ・下請企業が証明を受けた、別記様式9「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」原本
- ・元請にかかる工事請負契約書の写し（工事名、請負金額、契約者および工期が確認できる部分）
- ・下請負契約書の写し（工事名、請負金額、契約者および工期が確認できる部分）
- ・施工体系図（作成が義務付けられていない工事であっても作成してください。）

(4) 協力雇用主の登録および雇用実績の証明依頼について

① 協力雇用主の登録

大津保護観察所が協力雇用主登録の窓口となります。郵送等での登録手続きはできませんので窓口にて手続きをしてください。

協力雇用主の登録や保護観察等についての詳細は、大津保護観察所にお問い合わせください。

[大津保護観察所の連絡先]

住所：大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎7階

電話番号：077-524-6683

② 保護観察対象者等の雇用実績の証明依頼手続

(ア) 証明の依頼者（別記様式9の申請者）

- ・保護観察対象者等の直接の雇用主である建設企業のみ。
- ・間接雇用の場合も同様とし、雇用主ではない元請企業が証明の依頼者となることはできません。

(イ) 証明依頼方法

- ・大津保護観察所へ証明書(別記様式9)および(ウ)の書類を持参して証明を受け

てください。郵送等は認められていません。

- ・持参者は申請者の代表者以外のご担当の方でかまいません。また、委任状や身分証の呈示は求められていません。
- ・申請者の印は「会社実印（代表者印。※一般に丸型なので丸印ともいう）」を押印してください。ただし、印鑑証明は必要ありません。

(ウ) 証明依頼時の添付書類

- ・ 84円切手を貼った返信用封筒
 - ・ 保護観察対象者等の方の雇用期間にかかる源泉徴収簿等（源泉徴収簿、給与（賃金）台帳および出勤簿・タイムカード）の写し
- ※出勤簿・タイムカードについては作成がない場合は提出不要です。
- ※源泉徴収簿等の写しは、大津保護観察所に雇用実績の証明を依頼する場合に必要ですが、県への入札参加審査申請の際には添付の必要はありません。

(エ) その他

- ・ 協力雇用主登録時と証明依頼時で、会社名や所在地等の会社情報が変更されている場合は、変更内容が証明できる書類（履歴事項全部証明書等）を提出してください。

16 女性の活躍推進に向けた取組

(1) 内容

① 女性技術者の雇用

女性技術者1名の雇用につき2点を加算します。（上限10点）

② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業

申請日以前に滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証を受けている場合に、認証区分に応じて加点します。（①女性技術者の雇用と合わせて上限10点）

【認証区分と主観点数の対応表】

認証区分	認証基準	主観点数
一つ星企業（☆）	達成項目の合計数が5項目以上であること。	2点
二つ星企業（☆☆）	達成項目の合計数が17項目以上であること。ただし、均等・活躍項目から2項目以上達成していること。	6点
三つ星企業（☆☆☆）	達成項目の合計数が26項目以上であることに加え、管理職に占める女性の比率が30%以上であること。	10点

(2) 要件

① 女性技術者の雇用

- ・ システムに技術職員として入力し「技術職員調」に記載している女性の技術職員であること

② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業

- ・申請日以前に認証を受けていること
- ・申請日において有効であること

(3) 提出書類

① 女性技術者の雇用

- ・システムに入力し「別記様式3 技術職員調」への記載してください。

② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業

- ・提出書類なし

(4) 滋賀県女性活躍推進企業認証制度について

滋賀県女性活躍推進企業認証制度の認証申請や制度に関する窓口は女性活躍推進課となります。

[女性活躍推進課の連絡先]

電話番号 077-528-3771
 ファックス番号 077-528-4807
 メールアドレス fg00@pref.shiga.lg.jp

17 入札参加停止状況

(1) 内容

令和3年1月1日～令和4年12月31日の2年間に入札参加停止歴がある場合、措置月数に応じて減点します。

【措置期間と減点点数表】

措置期間		減点点数
1月未満		-5
1月以上	2月未満	-10
2月以上	3月未満	-20
3月以上	6月未満	-30
6月以上	12月未満	-50
12月以上		-70

(2) 提出書類

提出書類はありません。また、システムへの入力も必要ありません。

18 不正または不誠実な行為

(1) 内容

完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点します。

(2) 提出書類

提出書類はありません。また、システムへの入力も必要ありません。

下表の各主観項目について、右欄に示した点数を主観点数として加減点します。

主観的評価項目	主観点数
【1】 工事成績 ① 参加希望工事別の4年間の平均工事成績 (平成31年1月1日～令和4年12月31日に完了検査を終了した県発注工事) ② 表彰 (令和3年1月1日～令和4年12月31日の2年間の受賞歴) ③ VE提案 (県発注工事で令和2年4月1日から令和4年3月31日の間にVE提案し、令和4年12月31日までにVE提案採否通知書を交付されたもの)	次の計算式により算出した点数 [(工事成績評定点の平均(切上げ)-65)×5] -325～+175 滋賀県優良工事表彰のうち 知事賞 +15 優秀賞 +10 奨励賞 +5 1提案につき +5 (上限+30点)
【2】 経営管理 ① ISO9001の取得 (申請日以前に取得したもの) ② ISO14001またはエコアクション21等の取得 (申請日以前に取得したもの) (ISO14001とエコアクション21等とで重複しての加点はありません)	(建設業許可のある全事業所で取得) +8 ISO14001の取得(建設業許可のある全事業所で取得) +8 エコアクション21、KESまたはエコステージの登録、認証(建設業許可のある全事業所で取得) +10
【3】 社会性 ① 社会貢献活動 「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録(申請日以前に登録し、申請日において活動を継続していること) ② 高年齢者雇用確保措置 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年の定めの高齢者雇用確保措置(申請日以前に措置したもの) ③ 障害者雇用 (申請日における障害者雇用率) (ア) 障害者雇用率が2.3%以上の場合 (イ) (ア)のうち法定雇用障害者数を超えるなどの所定の要件を満たす場合 ※別途「障害者雇用状況届」の提出が必要 (ウ) 障害者就労施設への優先発注に向けた取組 ④ 次世代育成支援対策 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等 (申請日以前に登録または認定を受けたもの) ⑤ 防災協定の締結 ⑥ 消防団協力活動状況 ⑦ 地域貢献活動への参加 (令和2年10月1日～令和4年3月31日に参加した活動) ⑧ 除雪作業等の受託実績 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に県・市町または滋賀県道路公社との間で契約を締結している場合) ⑨ コンプライアンスの普及・徹底 (ア) 不当要求防止責任者選任および社内規範等の制定 (イ) 前年度の入札参加資格申請において(ア)の評価を受けている者が下記の【4】の①または②に該当した場合 ⑩ 保護観察対象者等の就労支援	「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録 +10 労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出 +10 (ア) 障害者雇用率が2.3%以上の場合 +20 (イ) 法定雇用障害者数を超える雇用につき +5 (上限10点) (ウ) ししが障害者施設応援企業認定制度による認証企業 +3 ((ア)、(イ)および(ウ)と合わせて上限30点) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 +10 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録 +次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定 +20 協定締結 +5 消防団員として活動している従業員等1名につき +5 (上限10点) 参加1回につき +2 (上限10点) +10 (ア) +5 (イ) -10

主観的評価項目	主観点数																		
① 女性活躍推進に向けた取組	(ア) 協力雇用主登録 +5 (イ) 直接雇用 +10 (ウ) 間接雇用 下請け企業ごとに +5 (ア)、(イ)および(ウ)と合わせて上限20点																		
	(ア) 雇用している女性技術者 1名につき +2 (イ) 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 +2, +6, +10 (ア)と(イ)合わせて上限10点																		
【4】信用状況																			
① 入札参加停止状況 (令和3年1月1日～令和4年12月31日の2年間の停止歴)	<table> <tr> <td>1月以上</td> <td>1月未満</td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>2月以上</td> <td>2月未満</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>3月以上</td> <td>3月未満</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>6月以上</td> <td>6月未満</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>12月以上</td> <td>12月未満</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>-70</td> </tr> </table>	1月以上	1月未満	-5	2月以上	2月未満	-10	3月以上	3月未満	-20	6月以上	6月未満	-30	12月以上	12月未満	-50			-70
1月以上	1月未満	-5																	
2月以上	2月未満	-10																	
3月以上	3月未満	-20																	
6月以上	6月未満	-30																	
12月以上	12月未満	-50																	
		-70																	
② 不正または不誠実な行為	完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点します。																		

注1 【1】については参加希望工事ごとに、【2】～【4】については、その企業全体の評価として算定します。

注2 【1】については、JVによる工事を評価対象から除きます。